

青 観 第 2 7 5 号
令和 6 年 1 2 月 2 6 日

青森県知事登録旅行業者の代表者 様
青森県知事登録旅行業者代理業者の代表者 様
青森県知事登録旅行サービス手配業者の代表者 様

青森県観光交流推進部観光政策課長
(公印省略)

令和 6 年度旅行業自己点検の実施について（通知）

平素より当県観光行政の推進について、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
旅行業法第 12 条の 5 第 3 項及び同法第 30 条第 1 項に基づく書面交付義務の遵守状況
及び安全確保状況の確認のため、下記のとおり自己点検を実施します。
つきましては、令和 7 年 1 月 3 1 日（金）までに提出をお願いします。
なお、点検の結果不良項目があった際には、改善くださるようお願いします。

記

1 提出資料

(1) 旅行業者及び旅行業者代理業者

別紙 1（旅行業者等用）「旅行業法遵守及び安全確保状況自己点検表」

(2) 旅行サービス手配業者

別紙 2（旅行サービス手配業者用）「旅行業法遵守及び安全確保状況自己点検表」

※ 自己点検表は写しを取り、2 年間保存してください。

※ 青森県庁 HP（旅行業登録制度の概要）にも掲載します。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanko/kanko/agentregistration.html>



(旅行業登録制度の概要)

2 実施方法

- (1) 点検結果を記載（「良」「不良」のいずれかに○）してください。
- (2) 点検は、営業所ごとに旅行業務取扱管理者が実施してください。
- (3) その他の営業所を設置している旅行業者等は、主たる営業所において、全営業所の点検結果をとりまとめて報告してください。
- (4) 点検項目が該当しない場合には、点検結果欄に斜線を引いてください。

3 報告期限及び報告方法

令和7年1月31日（金）（必着）までに、下記担当あて、E-mail（PDF）または郵送、FAXにより提出願います。

- ※ 県庁では今年度から、県庁業務の「ゼロ FAX」を推進しております。
E-mail での提出にご協力をお願いします。

4 その他連絡事項

- (1) 国からの通知は、HP にて皆様に周知しております。定期的にご確認ください。
- (2) 旅行業務取扱管理者については、5 年毎の研修受講が義務付けられております。各社におかれましては、管理者に受講させるようにしてください。
- (3) 令和7年3月より、偽変造対策を強化した「2025年旅券」の発給開始及びオンライン申請の利便性向上の取組を行う予定です。旅行者から問い合わせがあった場合は県庁旅券窓口（電話 017-777-4499）をお知らせ頂くか、県庁 HP（パスポート（旅券）申請手続）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kanko/kanko/passport.html> をご参照ください。なお旅券に関する変更点は、まとめて令和7年1月末に掲載予定です。



青森県庁 HP（パスポート（旅券）申請手続）

【担当】

青森県庁観光政策課 主査 今
〒030-8570 青森市長島 1-1-1
TEL:017-734-9400 FAX:017-734-8121
E-mail kanko@pref.aomori.lg.jp